

資料3-2 建築基準法における規定の体系と審査の方法

建築基準法においては、要求性能に係る基準を政令等で記載しており、その審査に関しては、

- ①具体的な仕様の規定を告示で定められたものは、規定への適合性は主事等が判断する
 - ②高度な検証が必要なものは、指定性能評価機関がその性能を評価し、国土交通大臣が構造方法等を認定する
- といった2通りの方法が考えられる。

○ 建築基準法における規定の体系と審査の方法のイメージ

性能項目

法第36条（抄）

○昇降機の構造に関して、安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

令第129条の10第1項

○エレベーターには、制動装置を設けなければならない。

性能基準

令第129条の10第2項（抄）

前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 かがが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これにより、かごに生ずる垂直方向の加速度が 9.8m/s^2 を、水平方向の加速度が 5.0m/s^2 を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。（以下略）

告示等における規定 [仕様規定（例示仕様）の例]

H12建告第1423号第2第六号ロ

緩衝器のストローク長さはかごの定格速度の2乗を534で除したものとする。

国土交通大臣認定 [高度な検証方法]

評価：指定性能評価機関



認定：国土交通大臣

なお、本来、告示等の規定においては、例示仕様又は検証方法のような形で、審査の基準を明確にすべきと考えられるが、現行の昇降機の告示等の規定においては、例示仕様や検証方法が明確化されずに、「性能基準」のみが掲げられているものが多く、主事等の審査が困難となる一因となっていると想定される。